# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	小児慢性特定疾病医療費支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

京都府知事は、小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務において特定個人情報ファイル(個人番号をその内容に含む個人情報ファイル)を取り扱うにあたり、当該ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利・利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

京都府知事

## 公表日

令和3年11月1日

#### 関連情報 T

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の名称 小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務 小児慢性特定疾病対束については、児里偏低法の一部を以止する法律(平成20年法律第4/ より改正された児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、平成27年1月1日から新たな医療 費助成制度が施行されたところである。慢性疾患にかかっていることにより、長期にわたり療養を必 要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾病の程度が一定程度以上であるものの保護者に 対し、申請に基づき医療に要する費用を支給する。 1 申請受付事務 各保健所は、申請があった「小児慢性特定疾病医療費支給認定申請書」等を受け付け、各申請書及 び添付書類の内容を確認し、新規申請及び継続申請(不認定の可能性があるもの)について健康対 策課へ毎月1回進達する。健康対策課は、進達された申請書等の記載内容及び添付書類を確認す る。 ②事務の概要 支給認定をしないときは、あらかじめ小児慢性特定疾病審査会(以下「審査会」という。)に審査(原則 月1回)を求めることとする児童福祉法第19条の3第4項に規定に基づき、新規申請及び継続申請 (不認定の可能性があるもの)に係る医療意見書(保健所からの進達分)については審査会に諮り、 継続申請(認定可能なもの)に係る医療意見書については各保健所で審査を行う。申請内容及び審 査結果はシステムに登録して管理し、審査の結果、認定基準を満たしているものに対しては、システ ムにより作成した医療受給者証を交付する。また、認定基準を満たしていないものは不認定となった 理由を申請者へ通知し、審査会で判定困難とされたものについては、医療意見書の内容を再度確認 し、改めて審査会に諮り、認定の可否を決定する。 3 医療受給者証の交付事務等 各保健所は、認定された申請者に対し医療受給者証を送付する。また、認定内容の変更、廃止等が あった場合は、適宜、システムに登録して医療受給者証の記載内容の変更等を行う。 国への報告等 ③システムの名称 小児慢性特定疾病管理システム、統合宛名システム、中間サーバー

### 2. 特定個人情報ファイル名

小児慢性特定疾病医療費支給認定申請ファイル

3. 1	固丿	ト番丿	の利	Ħ
· .		V 22 - 3		

·番号法 別表第一 7項

·番号法 別表第二 9項

法令上の根拠

(番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第8条第1項イ、ロ、ハ、第8条第2項イ、 ロ、ハ、第8条第3項、第8条第4項、第8条第5項)

\*番号法別表第二 9項のうち、児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関 する情報又は地方税関係情報に係る主務省令は未制定

## 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢> [ 実施する ] 1)実施する 2)実施しない 3)未定
②法令上の根拠	番号法第19条の8 番号法別表第二 9項 (番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第8条第1項イ、ロ、ハ、第8条第2項イ、コ、ハ、第8条第3項、第8条第4項、第8条第5項) *番号法別表第二 9項のうち、児童福祉法第19条の7に規定する他の法令による給付の支給に関する情報又は地方税関係情報に係る主務省令は未制定

### 5. 評価実施機関における担当部署

①部署	京都府健康福祉部健康対策課
②所属長の役職名	京都府健康福祉部健康対策課長

## 6. 他の評価実施機関

### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

郵便番号602-8570 請求先 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康福祉部健康対策課

### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

郵便番号602-8570 連絡先 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町 京都府健康福祉部健康対策課

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	12年4月1日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		]	500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
いつ時点の計数か		令和2年4月1日 時点					
3. 重大事故							
	内に、評価実施機関において特定個 する重大事故が発生したか	[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	<b>股保護評</b>	価書の種類					
[ 基礎	項目評価	[書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価 2) 基礎項目評価 3) 基礎項目評価	⊞書及び	重点項目評価書 全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実 記載されている。	施機関に	こついては、それぞれ	.重点項目	評価書又は含	全項目評価書におり	ハて、リス	スク対策の詳細が
2. 特定個人情報の入手(	情報提	供ネットワークシス	くテムを通	じた入手を	除く。)		
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	_	
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され	_	
4. 特定個人情報ファイル	の取扱し	<b>小の委託</b>				[ 0	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分 か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
5. 特定個人情報の提供・移	転(委託·	や情報提供ネットワー	一クシステ	ムを通じた	是供を除く。)	[ 0	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[		]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
6. 情報提供ネットワーク	システム	との接続		[ ]接	続しない(入手)	[	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
不正な提供が行われるリス クへの対策は十分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
7. 特定個人情報の保管・	消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[	十分である	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分である 3) 課題が残され		
8. 監査							
実施の有無	[0]	自己点検	[ ]	内部監査	[ ]	外部監	<u></u>
9. 従業者に対する教育・	啓発						
従業者に対する教育・啓発	[	十分に行っている	]		<選択肢> 1) 特に力を入れ 2) 十分に行って 3) 十分に行って	いる	ている

## 変更箇所

久义回	171				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年11月1日	I 13	小児慢性特定疾病管理システム	小児慢性特定疾病管理システム、統合宛名システム、中間サーバー	事後	評価書見直しに係る修正
令和3年11月1日	I 42	・番号法第19条の7	・番号法第19条の8	事後	番号法一部改正による見直し によるもの
令和3年11月1日	I 8	京都府総務部総務調整課	京都府健康福祉部健康対策課	事後	評価書見直しに係る修正